

令和元年度 査察の概要

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としています。

国税査察官は、近年における経済取引の広域化、国際化及びICT化等による脱税の手段・方法の複雑・巧妙化など、経済社会情勢の変化に的確に対応し、悪質な脱税者に対して厳正な調査を実施しています。

1 査察調査の概要

【令和元年度の取組】

○ 査察事案 13 件を告発

令和元年度は、人材派遣業者の消費税の無申告ほ脱事案や、鉄骨加工工事業者による取引先と通謀した現金売上除外事案、建築内装工事業者による取引先と通謀した架空外注費計上事案など計 13 件を告発しました。

○ 着手・処理・告発件数、告発率

令和元年度において、査察調査に着手した件数は 14 件でした。

令和元年度以前に調査着手した査察事案について、令和元年度中に処理（検察庁への告発の可否を判断し処理）した件数は 17 件、そのうち検察庁に告発した件数は 13 件であり、告発率は 76.5% でした。

申告納税制度の根幹を揺るがす無申告ほ脱事案は 3 件を告発しました。

○ 脱税総額（告発分）は 12 億 6,000 万円

令和元年度に査察調査を終了し、処理した事案 1 件当たりの脱税額は 8,200 万円、告発した事案でみると 1 件当たりの脱税額は 9,700 万円でした。

令和元年度の査察事案に係る脱税額（告発分）の総額は、12億6,000万円でした。

【令和元年度中の判決状況】

○ 18 件の一審判決全てに有罪判決

令和元年度中に一審判決が言い渡された件数は 18 件であり、全てに有罪判決が出されました。

2 重点事案への取組

令和元年度においては、現下の経済社会情勢を踏まえて、特に、消費税受還付事案、無申告ほ脱事案、国際事案、市場が拡大する分野や時流に即した脱税事案などの社会的波及効果の高いと見込まれる事案を重点事案として積極的に取り組みました。

(1) 消費税受還付事案

消費税受還付事案は、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性の高い事案です。令和元年度は1件を告発しました。

年度	平成 27	28	29	30	令和 元
告発件数	件 —	件 —	内1件 1	内1件 1	内1件 1
不正還付額	千円 —	千円 —	千円 424	千円 1,893	千円 162

(注) 件数欄の内書は、消費税ほ脱犯との併合事案の件数である。

(2) 無申告ほ脱事案

納税者の自発的な申告・納税を前提とする申告納税制度の根幹を揺るがす無申告によるほ脱犯について、令和元年度は3件を告発しました。

年度	平成 27	28	29	30	令和 元
告発件数	件 —	内—件 1	内1件 5	件 —	内2件 3

(注) 件数欄の内書は、単純無申告ほ脱事案数である。

(参考) 単純無申告ほ脱犯（故意の申告書不提出によるほ脱犯）の規定は、悪質性の高い無申告に厳正に対処するため、平成23年に創設されました。

トピック 消費税の単純無申告ほ脱事案を告発

消費税は、令和元年10月の税率引上げもあり、国民の関心が非常に高い税目です。消費税の申告義務を認識していながら確定申告を行わず、故意に納税を免れていた単純無申告ほ脱事案を告発しました。

【事例】

A社は、外国人労働者を雇用して食品加工工場等に人材派遣を行っていますが、消費税の申告義務を認識していながら確定申告を一切せずに納税を免れていました。

(3) 国際事案

経済社会のグローバル化の進展に伴い、個人・企業による国境を越えた経済活動が複雑・多様化する中、国際的な脱税への対応が求められています。

海外取引が絡む国際事案について、令和元年度は4件を告発しました。

年度	平成 27	28	29	30	令和 元
告発件数	件 1	件 —	件 1	件 —	件 4

3 不正資金の留保状況及び隠匿場所

脱税によって得た不正資金の多くは、現金や預貯金で留保されていたほか、高級外車の取得費用や競輪・競馬の車券・馬券購入費用などに充てられていた事例もみられました。

脱税によって得た不正資金の隠匿場所は様々でしたが、居宅の金庫内や寝室のクローゼット内、バッグやスーツケースの中に多額の現金を隠していた事例などがありました。

4 参考計表

(1) 着手・処理・告発件数、告発率の状況

項目	年度				令和 元
	平成 27	28	29	30	
着手件数	18 件	19 件	17 件	17 件	14 件
処理件数(A)	15	20	17	18	17
告発件数(B)	10	14	16	12	13
告発率(B/A)	66.7 %	70.0 %	94.1 %	66.7 %	76.5 %

(2) 脱税額の状況

項目	年度				令和 元
	平成 27	28	29	30	
脱税額	1,145 百万円	1,175 百万円	1,440 百万円	1,059 百万円	1,399 百万円
同上1件 当たり	76	59	85	59	82
告発分	726	764	1,390	941	1,260
同上1件 当たり	73	55	87	78	97

(注) 脱税額には加算税額を含む。

(3) 税目別告発事案の推移

イ 税目別の告発件数

区分	年度				令和 元
	平成 27	28	29	30	
所得税	3 件	2 件	4 件	3 件	1 件
法人税	6	11	7	8	7
相続税	1	—	1	—	—
消費税	内— —	内— 1	内1 3	内1 1	内1 5
源泉所得税	—	—	1	—	—
合計	10	14	16	12	13

(注) 消費税の内書は消費税受還付事案（ほ脱犯との併合事案を含む）の告発件数である。

□ 税目別の脱税額

区分	年度	平成				令和
		27	28	29	30	元
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
所得税		338	126	357	417	228
法人税		292	589	664	493	713
相続税		96	—	118	—	—
消費税		—	49	171	31	319
源泉所得税		—	—	80	—	—
合計		726	764	1,390	941	1,260

(注) 脱税額には加算税額を含む。

(4) 告発の多かった業種

平成29		30		令和元	
業種	者数	業種	者数	業種	者数
建設業	3	建設業	5	人材派遣業	3
不動産業	2	サービス業	2	建設業	2
小売業	2	—	—	教育、学習支援業	2

(注) 同一の納税者が複数の税目で告発されている場合は1者としてカウントしている。

(5) 査察事件の一審判決の状況

年度	項目	①	②		③	④	⑤	
		判決 件数	有罪 件数	有罪率 (②/①)	実刑判決 人数	1件当たり 犯則税額	1人当たり 懲役月数	1人(社)当 たり罰金額
		件	件	%	人	百万円	月	百万円
平成 29		15	15	100.0	—	38	12.2	9
30		8	8	100.0	—	52	12.0	12
令和 元		18	18	100.0	—	42	13.1	12

(注) 犯則税額は、判決の基となった脱税額であり加算税を含まない。